

ケ 土砂災害特別警戒区域補正（取扱要領附表 23）

その全部または一部について土砂災害特別警戒区域（以下、「レッドゾーン」という。）に指定された筆（評価分割筆も含む）及び当該筆と画地を構成している筆（画地構成筆の評価分割筆は含まない）には、補正率 0.70 を乗じる。ただし、既に急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、路線価で対応している場合は、当該要因が反映されていない路線で評価するものとする。なお、防災工事等によりレッドゾーンの指定が解除された場合には、指定の解除日以降に到来する賦課期日に係る年度から適用を取り止めるものとする。

この補正は、建築制限や開発規制に対する減価補正であることから、潜在的に建築物が存在し得る画地に対してのみ補正を適用するものとする。地目にあっては、宅地もしくは宅地比準の土地（宅地比準雑種地、市街化区域農地、介在農地）で、非課税地および生産緑地を除くものを補正の適用対象とする。ただし、未利用地補正もしくは介在山林補正が適用されている土地（その他の補正でこれらの補正と同義であると認められる補正が適用されている土地を含む）については、既に建築制限に対する減価がなされているとみなし、補正の適用対象から除外するものとする。

図

